平成２９年（フ）第８９３号
神戸市中央区日暮通２丁目２番５号　日暮マンション102
債務者　吾郷　勝弘
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０５号
千葉県木更津市金田東１丁目３番地６
債務者　竹内　　愛（旧姓新藤）
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１１２号
千葉県君津市坂田260番地１　レイクヒルズ373　Ｃ－１
債務者　黒政　知也
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１４３号
広島県福山市千田町３丁目63番14―201号
債務者　宮口　頌平
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１５２号
広島県福山市神辺町字道上2980番地６
債務者　池口　進一
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第７３号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷1656番地
債務者　伊藤　昭雄
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第５４６号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1244番地の２
ホテル箱根パウエル
債務者　薄井　春王
1　決定年月日時　平成29年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５８５号
神奈川県厚木市戸室５丁目30番15号
債務者　小部　武史
1　決定年月日時　平成29年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６１８号
神奈川県秦野市堀西40番地の13　フジハイツ201号
債務者　福岡　良樹
1　決定年月日時　平成29年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２１１号
神奈川県横須賀市長井３丁目16番１号
債務者　松榮　美穂
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第５６２号
神奈川県平塚市諏訪町14番38―113号　レオパレスプランドール、前住所神奈川県大和市大和東３丁目８番12号　ファミールやまと203
債務者　岡元　伯吉
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４２５号
宮城県多賀城市笠神５丁目20番１―11号、従前の住所宮城県多賀城市高崎３丁目34番９―102号
債務者　佐藤　裕章（旧姓粟野）
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７２１号
仙台市宮城野区田子２丁目18番１―406号
債務者　田川　幸江
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７７５号
仙台市太白区中田町字二軒橋34番地の８
アーバンステート東中田103
債務者　岩渕ゆかり（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７７９号
宮城県多賀城市中央３丁目22番１―11号
債務者　遠藤　康耶
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７９９号
仙台市宮城野区岩切字鴻巣68番地の１　ソレアードＡ―202、従前の住所仙台市泉区長命ケ丘４丁目16番地の16
債務者　沼倉　真紀
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５２号
宮城県刈田郡蔵王町大字平沢字湯口63番地２
債務者　太田　雅人
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部